



じげん
ZIGEXN OVER the DIMENSION

第13期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

■ 事業報告

1. 主要な事業内容
2. 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況
3. 主要な借入先及び借入額
4. 財産及び損益の状況
5. 株式に関する事項
6. 新株予約権に関する事項
7. 社外役員に関する事項
8. 会計監査人に関する事項
9. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要
10. 株式会社の支配に関する基本方針

■ 連結計算書類 連結注記表

■ 計算書類 株主資本等変動計算書

■ 計算書類 個別注記表

（ご参考）社外役員独立性基準

株式会社じげん

本内容は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://ir.zigexn.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

事業報告

1. 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

当社グループはライフメディアプラットフォーム事業を主な事業としております。

2. 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況（2019年3月31日現在）

（1）主要な営業所

① 当社

本社（東京都港区）

② 主要な子会社の営業所

株式会社リジョブ（東京都豊島区）

株式会社三光アド（愛知県名古屋市中区）

株式会社アップルワールド（東京都文京区）

（2）使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

会 社 の 名 称	従 業 員 数（名）
当 社	130 [19]
株 式 会 社 リ ジ ョ ブ	100 [72]
株 式 会 社 三 光 ア ド	37 [16]
株 式 会 社 ブ レ イ ン ・ ラ ボ	35 [0]
株 式 会 社 ア ッ プ ル ワ ー ル ド	31 [4]
株 式 会 社 に じ げ ん	9 [21]
そ の 他	56 [8]
合 計	398 [140]

（注）使用人数は従業員数であり、正社員の他、契約社員を含み、臨時雇用者数（派遣社員及びアルバイト）は [] 内に年間平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数（名）	前期末比増減（名）	平 均 年 齢（歳）	平均勤続年数（年）
130 [19]	16 [5]	32.58	2.33

（注）使用人数は従業員数であり、正社員の他、契約社員を含み、臨時雇用者数（派遣社員及びアルバイト）は [] 内に年間平均人員を外数で記載しております。

3. 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	782百万円
株式会社三菱UFJ銀行	489百万円
株式会社三井住友銀行	220百万円

4. 財産及び損益の状況

財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	日本基準	
	第 10 期	第 11 期
売 上 高 (百万円)	5,032	7,557
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	899	1,284
1株当たり当期純利益 (円)	8.70	12.20
純 資 産 (百万円)	3,643	6,281
総 資 産 (百万円)	8,848	13,687

区 分	IFRS			
	第 10 期	第 11 期	第 12 期	第 13 期
売 上 収 益 (百万円)	5,019	7,534	10,267	12,854
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	1,043	1,473	2,170	2,811
基本的1株当たり当期利益 (円)	10.09	14.00	19.69	25.23
資 本 合 計 (百万円)	3,774	6,596	11,378	13,802
資 産 合 計 (百万円)	9,057	14,116	18,378	20,047

(注1) 第12期よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第10期及び第11期のIFRSに準拠した数値を記載しております。

(注2) 当社は2018年1月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び基本的1株当たり利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 10 期	第 11 期	第 12 期	第 13 期
売 上 高 (百万円)	2,343	3,419	3,822	4,872
当 期 純 利 益 (百万円)	412	467	522	1,521
1株当たり当期純利益 (円)	3.98	4.44	4.74	13.65
純 資 産 (百万円)	2,893	4,716	7,840	8,974
総 資 産 (百万円)	7,250	10,621	12,016	14,346

(注1) 当社は2018年1月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

5. 株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行済株式の総数 | 111,641,200株 |
| (2) 株主数 | 16,493名 |
| (3) 大株主の状況 | |

株 主 名	所 有 数	持 株 比 率
株式会社じょうげん	50,050,000株	45.06%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	12,481,400株	11.23%
平尾 丈	5,324,000株	4.79%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	3,915,600株	3.52%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,036,400株	2.73%
GOVERNMENT OF NORWAY	1,665,900株	1.49%
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS - UNITED KINGDOM	1,000,000株	0.90%
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	979,400株	0.88%
JP MORGAN CHASE BANK 385151	814,200株	0.73%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 10PCT TREATY ACCOUNT	771,400株	0.69%

(注) 持株比率は、自己株式(577,290株)を控除して計算しております。

6. 新株予約権に関する事項（2019年3月31日現在）

（1）当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

	2016 年 第 7 回 ス ト ッ ク ・ オ プ シ ョ ン
新 株 予 約 権 の 数	1,106個
株 式 の 種 類 及 び 付 与 数（注1）	普通株式 221,200株
新 株 予 約 権 の 発 行 価 額	1,782円
新 株 予 約 権 の 行 使 価 額	339円
権 利 行 使 期 間	自 2017年7月1日 至 2021年12月31日
保 有 状 況	〔取締役（社外取締役を除く）〕 保有者数（注2） 1 名

（注1）2018年1月1日付で普通株式1株につき2株とする株式分割を行いました。株式の付与数は、分割後の株式数に換算して記載しております。

（注2）第7回新株予約権に関して、取締役1名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

（2）当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要
該当事項はありません。

7. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

- ・取締役須藤実和氏は、株式会社プラネットプラン代表取締役、株式会社エー・ディー・ワークス社外取締役（監査等委員）、公益財団法人日本バレーボール協会理事及び株式会社アシックス社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役尾上正二氏は、株式会社リジョブ、株式会社三光アド、株式会社アップルワールド及び株式会社にじげんの監査役であります。それらの会社は当社の子会社であります。
- ・監査役宮崎隆氏は、長島・大野・常松法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役和田健吾氏は、株式会社エイ・アイ・パートナーズ代表取締役及びアル一株式会社社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(2) 各社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	須 藤 実 和	当事業年度に開催された取締役会16回のうち全16回出席し、公認会計士としての専門的見地並びに企業・ビジネスの研究活動及び経営コンサルティング活動の豊富な見識を踏まえ、当社において中立的かつ客観的観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	尾 上 正 二	当事業年度に開催された取締役会16回のうち全16回出席、また監査役会15回のうち全15回出席し、過去の経験や実績に基づく見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	宮 崎 隆	当事業年度に開催された取締役会16回のうち全16回出席、また監査役会15回のうち全15回出席し、弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	和 田 健 吾	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回出席、また監査役会15回のうち全15回出席し、公認会計士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

8. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	42百万円

- (注1) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の職務遂行状況及び報酬見積もりの算出根拠などを確認し、必要な検証を行い、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
- (注2) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の非監査業務として国際財務報告基準（IFRS）に関する助言・指導業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められた場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人としての適格性、独立性などにおいて問題があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、取締役会が、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合は会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とする事を監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、有限責任監査法人トーマツとの間で責任限定契約を締結しております。

9. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1) 内部統制システム構築の基本方針

- ① 当社及び当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、高い倫理観をもって行動する。取締役自らが率先垂範し、繰り返し情報発信することにより周知徹底を図る。
 - (ii) 当社の各子会社は、その規模及び業態等に応じて、当社に準ずる取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する体制を構築する。
 - (iii) 当社グループにおけるコンプライアンス体制を整備・推進するため、取締役会の下部組織として代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し定期的に開催する。委員長は、コンプライアンスの基本的な方針及び制度の導入を統括し、コンプライアンス実施責任者として管理部門管掌取締役が方針展開、計画管理、制度導入、教育、評価、日常管理及び危機管理を管掌する。
 - (iv) 「内部通報規程」を定め、当社の業務に従事する者からのコンプライアンスに係る申告等に応じる窓口を設置し、適切な運用を図り、法令違反行為又はそのおそれのある事実の早期発見に努めるほか、当社子会社については、その規模や各国等の法令等に応じて、適切な内部通報制度の整備を行う。
 - (v) 社会秩序及び健全な企業活動に脅威を与える反社会勢力及び団体に対しては、警察当局、弁護士等と連携し、断固とした姿勢で組織的に対応する。
 - (vi) 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め取締役の職務執行を監査する。
 - (vii) 職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査担当部門が当社及び当社の子会社の内部監査を実施する。
 - (viii) 内部監査担当部門は、内部統制システムの整備、運用状況を監査し、業務の適正性及びシステムの有効性について代表取締役社長に報告する。又、内部統制システムの維持、向上を目的とし、改善施策の指示、提案を各部署に行う。
- ② 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (i) 原則として毎月1回取締役会を開催し、関係法令、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務に基づき、経営に関する重要事項について迅速な決定を行うとともに、取締役は、職務の執行状況について適宜報告する。
 - (ii) 当社子会社に営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社への定期的な報告を義務付けるほか当社グループの事業戦略についての討議機関として当社及び当社子会社の取締役等により構成する会議を原則として毎週1回開催し、経営計画の進捗状況の報告及び戦略の共有化を図り、経営・事業目標の効率的な達成に努める。

- (iii) 管理業務担当の取締役を設け、職務執行に関する権限及び責任を明確にする。
- (iv) 取締役による効果的な業務運営を確保するため社内の諸規程を整備し、各職位の権限・責任及び業務の基本的な枠組みを明確にする。

③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (i) 株主総会及び取締役会等の重要会議の議事録、稟議書、契約書及び各帳票類等の重要書類（磁氣的記録を含む。）は、情報管理規程等に従い適切に保存、管理を行う。
- (ii) 取締役の職務の執行に係る情報は、職務の執行に必要とする者に対して適切に開示する体制をとる。

④ 当社及び当社の子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (i) 「危機管理規程」を定め、当社及び当社グループ全体の危機管理を行う。大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、当社又は当社の各子会社の代表取締役を本部長とし、必要な人員で組織する緊急対策本部を設置する等の対策を講じる。
- (ii) 「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、業務運営を行う体制を整備し、取締役及び使用人が自己の業務分掌及び職務権限に応じ、社内諸規程に基づく業務運営を行うことにより、リスク管理を行う体制を構築する。
- (iii) 経営上重要なリスクについては、必要に応じて、取締役及び使用人は情報共有を図り、迅速かつ的確な対応を行うとともに、代表取締役社長は取締役会へ報告する。
- (iv) 関連する法規の制定・改正、当社グループ内及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、取締役及び使用人に対して、速やかに必要な通達又は研修を実施する。

⑤ 当社及び当社の子会社の財務報告の信頼性を確保するための体制

- (i) 当社は、金融商品取引法及び証券取引所の規則を遵守し、適正かつ適時に財務報告を行なう。又、当社及び当社子会社等は、財務報告の信頼性を確保するため、規模や業態等に応じて会社法その他の関係法令等に基づき有効かつ適切な内部統制の整備及び運用を行う体制を構築し、適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行う。
- (ii) 内部監査担当部門は、内部監査活動を通じ、財務報告に係る内部統制の整備と運用状況（不備及び改善状況を含む。）を把握、評価し、代表取締役社長及び監査役に報告する。

⑥ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (i) 当社は、当社子会社を管理する部署に担当役員を配置し「グループ会社規程」に基づいて管理するほか、必要に応じて当社の取締役及び使用人が子会社の取締役に就くことにより子会社の業務の適正を監視する。外国の子会社については、当該国の法令等の遵守を確保するための体制を構築するほか、子会社の規模及び業態等並びに当該国の法令等に照らした適切な業務の適正性を確保するための体制を構築する。
- (ii) 当社子会社は自主的経営を基本とするが、子会社の業務及び取締役等の職務の執行に係る状況を定期的に当社取締役会に報告し、当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項については当社取締役会が決定する。
- (iii) 当社及び当社グループ各子会社間の取引等については法令に従い適切に行うとともに、各子会社の重要な案件は事前に当社の承認を要するものとする。
- (iv) 当社内部監査担当部門は、当社グループの業務執行の適正性を確保するために当社子会社等に対し内部監査を実施する。
- (v) 当社監査役は、子会社取締役の職務執行の適正性について監査を実施する。

⑦ 取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (i) 当社グループの取締役及び使用人は、法令に違反する事実、当社又は当社子会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、当社の監査役又は監査役会に対して当該事実に関する事項を速やかに報告する。
- (ii) 当社グループの取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。
- (iii) 当社は、監査役へ報告を行なった当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

⑧ 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (i) 監査役は、取締役会への出席に加えて必要と認める社内の重要会議に出席し、重要事項の報告を受けるほか、意見を述べるができる体制をとる。
- (ii) 監査役は、内部監査担当部門及び会計監査人と定期的に情報・意見を交換し、連携を図るほか、代表取締役社長と随時意見交換を行い、監査の実効性を確保する。

- (iii) 監査役が要請した場合は、その職務を補助すべき使用人を配置する。当該使用人は、監査役の指揮命令に基づき当該補助業務を実施するものとし、取締役からの独立性を確保し、当該使用人の異動、人事考課及び懲戒等については、監査役は意見を述べることができ、取締役はこれを尊重する。
- (iv) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

「内部統制システム構築の基本方針」に基づいた当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

- ① 当社及び当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (i) 当社及び当社の子会社においてコンプライアンス研修を実施し、従業員に対して当社事業に係る法令及び遵守の説明を行っております。また、個人情報保護については当社及び当社子会社の計5社において「プライバシーマーク」を取得しており、最低毎年1回個人情報保護教育を従業員に対し実施しております。
 - (ii) 当社及び当社の子会社では、法令の制定及び改定に絶えず注意を払い、経営環境の変化に対応して必要に応じ規程類の見直しを行っております。
 - (iii) コーポレートガバナンス・コード原則2-5.及び「内部通報規程」に基づき内部通報制度を設け、従業員の目の付きやすい箇所に内部通報の連絡先を掲示する等により周知を図るとともに、都度開催されるコンプライアンス委員会において内部通報の報告が行われております。
- ② 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (i) 当社取締役は毎月1回開催される当社取締役会において、自己の職務の執行状況について報告を行なうほか、重要事項に関しては必要に応じて臨時取締役会を開催して迅速な意思決定に努めております。なお当事業年度においては定例取締役会が11回、臨時取締役会が5回開催されております。
 - (ii) 当社代表取締役社長、事業統括、ディビジョン長及び当社の各子会社の取締役が出席する事業統括会を毎週1回開催し、当社及び各子会社の事業の進捗状況、戦略の共有その他重要事項の報告が行われております。

- ③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (i) 株主総会及び取締役会等の重要会議の議事録等の重要書類は、関係法令及び社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行っております。
- (ii) 重要書類及び個人情報はその重要度に応じて適切な施錠管理が行われており、関係者以外の閲覧を固く禁じております。
- ④ 当社及び当社の子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
- 当社及び当社の子会社において「危機管理規程」に基づき、重大な事故、災害、不祥事等が発生した場合には当社または当社の各子会社の代表取締役を本部長とすることを定めるほか、従業員に対しては緊急事態における上長への迅速な連絡を行う旨の周知徹底を図り、重要度に応じて社外取締役及び社外監査役にも報告を行なう体制を敷いております。
- ⑤ 当社及び当社の子会社の財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社及び当社の各子会社は、関係法令及び証券取引所の規則に対応して、適正かつ適時に財務報告を行なうため、必要に応じて経理人員の補充を行うほか、適切な会計処理を行うため有効性のある内部統制を築き、監査法人による適正な内部統制の評価が行われております。
- ⑥ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) 当社は、当社の子会社本店事務所をできる限り当社本店事務所と同じ場所に集中させることにより子会社の業務運営の監視のほか、当社グループ全体の内部統制の強化、及び当社カルチャーの子会社への浸透を図っております。
- (ii) 当社は、海外子会社を含め当社・各子会社間の相互の連絡を密にする努力を行ない、子会社の重要事項に関しては当社が意思決定を行なう運用となっております。また当社取締役又は使用人が子会社の取締役に就くことにより子会社の業務運営の監視、当社とのシナジーの創出、及び戦略の共有化が図られております。
- (iii) 当社監査役は、子会社の取締役会に出席するほか積極的に子会社の業務運営の把握に努め、子会社に対して適正な監査を行っております。
- ⑦ 取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 当社取締役及び内部監査室担当者を始めとする使用人が当社監査役と十分な連携を確保することにより、当社監査役に対し重要事項の共有が行われております。

⑧ 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (i) 当社監査役は、当社及び当社子会社の取締役会への出席のほか、当社代表取締役社長、事業統括、ディビジョン長及び当社各子会社の取締役が出席する事業統括会に出席し、重要事項の共有を受けるほか、必要に応じて意見を述べております。
- (ii) 当社監査役は、取締役会とは別に社外取締役とともに代表取締役社長との懇談会を随時開催し、意見交換を行っております。

10. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の企業価値を向上させることが、結果として防衛にもつながるといふ基本的な考え方のもと、現時点において特別な買収防衛策及び会社の財産及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を特に定めておりません。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 13社

主要な連結子会社の名称

株式会社リジョブ、株式会社三光アド、株式会社ブレイン・ラボ、
株式会社アップルワールド、株式会社にじげん

株式会社トレードカービュー及びマッチングッド株式会社については、株式を100%取得したことにより、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

なお、アップルワールド・ホールディングス株式会社については、株式会社アップルワールドが吸収合併したことにより、連結の範囲から除外しております。

3. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、マッチングッド株式会社の決算日は2月28日ですが、連結計算書類の作成にあたり、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の末日は、連結決算日と一致しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① デリバティブ以外の金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは金融資産を、当社グループがその金融商品に関する契約の当事者となった時点で当初認識しています。

金融資産については、償却原価で測定する金融資産、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合を除き、公正価値に取引価格を加算した金額で測定しています。

金融資産は、以下の要件を満たす場合に償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しています。

償却原価で測定する金融資産に係る予想信用損失に対する損失評価引当金を認識しています。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しています。償却原価により測定される金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しています。公正価値により測定される金融資産の公正価値の変動額は損益として認識しております。

(iii) 金融資産の減損

当社グループは、期末日ごとに、金融資産の信用リスクを期末日現在と当初認識日現在で比較し、金融資産に係る信用リスクの著しい増加の有無を評価しています。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増加している場合には、当該金融資産に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しています。なお、上記にかかわらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、損失評価引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しています。金融資産に係る損失評価引当金の繰入額は、純損益で認識しています。損失評価引当金を減額する事象が発生した場合は、損失評価引当金の戻入額を純損益で認識しています。

② デリバティブ金融商品

デリバティブは公正価値で当初認識し、関連する取引費用は発生時に純損益として認識しています。当初認識後は、期末の公正価値で測定し、公正価値の

変動額は、直ちに純損益で認識しております。

(2) 重要な有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却並びに償却の方法

① 有形固定資産

原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用及び資産の原状回復費用が含まれております。

各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・建物 3～15年
- ・工具、器具及び備品 2～10年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各連結会計年度末日に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

処分時又は継続した資産の使用から将来の経済的便益が期待できなくなった時点で、有形固定資産の認識を中止しております。有形固定資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、処分対価と帳簿価額との差額として算定され、純損益として認識しております。

② のれん

取得原価から減損損失累計額を控除して測定しております。のれんの償却は行わず、各連結会計年度末日又は減損の兆候がある場合に減損テストを実施し、該当する場合は減損損失を計上しております。なお、のれんの減損損失の戻入は行いません。

③ 無形資産

原価モデルを採用し、無形資産を取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しております。

I 企業結合により取得した無形資産

のれんとは区別して認識した顧客関連資産を無形資産として、取得日の公正価値で測定しております。

II ソフトウェア及びその他の無形資産

当社グループは、自社利用のソフトウェアを開発しております。

開発局面における支出については、当社グループが、当該支出を信頼性をもって測定できる能力、無形資産を完成させるための技術上の実行可能

性、無形資産を使用又は売却する意図、無形資産を使用又は売却する能力、将来の経済的便益を創出する高い蓋然性及び無形資産の使用又は売却のために必要となる適切な資源の利用可能性を全て有している場合に、無形資産として認識しております。

各資産の償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりであります。耐用年数を確定できない無形資産はありません。

- ・ ソフトウェア 3～5年
- ・ 商標権 5～10年
- ・ 顧客関連資産 5～6年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各連結会計年度末日に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定の債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。

貨幣の時間的価値の影響が重要な場合には、引当金額は債務の決済に必要な見込まれる支出の現在価値で測定しております。現在価値の算定には、将来キャッシュ・フローの発生期間に応じた税引前の無リスクの割引率を使用しており、引当対象となる事象発生の不確実性については、将来キャッシュ・フローの見積りに反映させております。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しております。

主な引当金の計上方法は以下のとおりです。

①資産除去債務

賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所の原状回復費用見込額について、各物件の状況を個別に勘案して将来キャッシュ・フローを見積もり、計上しております。

②販売促進引当金

当社グループは、顧客サイトへの送客数、顧客への人材紹介数を増加させることを目的として、一定の条件を充たしたサービス利用者に対するお祝い金キャンペーンを実施しており、当該キャッシュバックに備えるため将来発生見込額を計上しております。

(4) 外貨の換算基準

①機能通貨及び表示通貨

当社グループの各会社がそれぞれの財務諸表を作成する際に、その会社の機能通貨以外の通貨での取引は、取引日における為替レートで各会社の機能通貨に換算しております。当社グループの連結計算書類は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としております。

②外貨建取引

外貨建取引は、取引日の直物為替レート又はそれに近似するレートを用いて換算しております。外貨建の貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで換算しております。公正価値で計上された外貨建の非貨幣性項目は、公正価値が決定した日の為替レートで換算しております。

外貨建の貨幣性資産及び負債の換算及び決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. IFRS第9号「金融商品」

当社グループは当連結会計年度よりIFRS第9号「金融商品」(2014年7月改訂、以下「IFRS第9号」)を適用しています。

当社グループは、IFRS第9号を適用したことにより、適用開始日に金融資産の分類を以下のとおりに変更しています。

当社グループは、金融資産について、償却原価で測定する金融資産、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

当該分類変更に伴い、従来「売却可能金融資産」として分類していた金融資産は「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類されます。

また、IFRS第9号の適用により、当社グループは償却原価で測定する金融資産の減損の認識にあたって、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識する方法に変更しています。この方法では、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価し、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識します。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識します。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識します。

なお、この基準の適用による当社グループの業績及び財政状態に及ぼす重要な影響はありません。

2. IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

当社グループは、当連結会計年度よりIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（2014年5月公表）及び「IFRS第15号の明確化」（2016年4月公表）（合わせて以下、「IFRS第15号」）を適用しており、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を認識する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループの主たる事業では、収益モデルとしてアグリゲーションメディアによる応募課金型、自社メディアによる掲載課金型と採用課金型の併用、掲載課金型の3点があげられます。

アグリゲーションメディア（応募課金型）の売上収益は顧客への役務提供完了時点で、自社メディア（掲載課金型と採用課金型）の売上収益は、掲載課金型はウェブサイト上に求人情報等が掲載される期間に渡り、採用課金は求職者の採用時点で、自社メディア（掲載課金型）の売上収益は求人広告発行日に認識しております。IFRS第15号適用による当社グループの業績及び財政状態に及ぼす重要な影響はありません。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

234百万円

2. 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権

33百万円

その他の金融資産

63百万円

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	110,972,000	669,200	—	111,641,200
合計	110,972,000	669,200	—	111,641,200

(注) 普通株式の発行済株式数の増加669,200株は、新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配 当 金 の 原 資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり の 配 当 額 (円)	基準日	効力発生日
2019年4月18日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	222	2	2019年 3月31日	2019年 6月13日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、中長期的にわたる企業価値の継続的な向上のために、既存事業の競争力の確保のみならず、新規事業の創出や積極的な事業買収(M&A)に取り組み、中長期の持続的な利益成長を実現するよう努めております。そのために、資本管理の方針として、事業投資機会等に対して機動的に対応できる柔軟性を担保する強固な財務基盤を保持し、及び調達構造の安全性を維持することとしております。なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制(会社法等の一般的な規定を除く)はありません。

(1) 財務上のリスク管理方針

当社グループは、事業活動を行う過程において、様々な財務上のリスク(金利リスク、信用リスク、及び流動性リスク)に晒されております。当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。リスク発生要因の根本からの発生を防止し、回避できないリスクについてはその低減を図るようにしております。

(2) 金利リスク管理

当社グループは、事業買収等に必要な資金調達(主に銀行借入)をすることに伴い発生する利息を支払っておりますが、変動金利での借入を行っている場合には、市場金利の変動による将来キャッシュ・フローの変動リスクに晒されております。また、固定金利での借入を行っている場合には、市場金利の変動による公正価値の変動リスクに晒されております。

当社グループは、これらの資産及び負債から生じる金利変動をモニタリングし、急激な金利変動時には借換を行うなどして金利リスク管理を行っております。

なお、当社グループでは全ての借入金を固定金利とする方針を採用しております。

(3) 信用リスク管理

当社グループは、営業債権及びその他の債権並びにその他の金融資産については、取引先の債務が不履行になることにより、金融資産が回収不能になるリスク、すなわち信用リスクに晒されております。当該リスクに対応するために、与信管理の方針に従い、各事業部門における営業担当部署及び経理財務部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、取引先から預り金(保証金)を取得するなどの措置を講じることによって保全措置を図っております。

なお、当社グループでは特定の相手先に対する過度に集中した信用リスクはありません。

連結計算書類に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、保有する信用補完の金額を考慮しない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。

(4) 流動性リスク管理

当社グループは、金融機関からの借入をすることにより、事業買収等に使用する資金の調達を行っておりますが、これらの債務の履行が困難となるリスク、すなわち流動性リスクに晒されております。当社は、グループ各社の資金需要を適宜把握した上で、月次ベースの資金繰り計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(5) 為替リスク管理

為替リスクは、当社グループの機能通貨以外の通貨による取引から生じます。当社グループにおいて、機能通貨以外の通貨による営業債権・営業債務が一部存在しますが、その取引高は多額ではないため、為替の変動リスクは僅少であります。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における金融商品の帳簿価額及び公正価値は以下の通りであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
敷金・保証金	400	402
借入金（注3）	1,491	1,490

（注1）公正価値で測定する金融商品について、帳簿価額と公正価値は一致することから、記載を省略しております。また、償却原価で測定する金融商品のうち、帳簿価額と公正価値が近似する金融商品についても記載を省略しております。

（注2）金融商品の公正価値の算定方法

（敷金・保証金）

敷金・保証金については、償還予定時期を見積もり、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

（借入金）

借入金の公正価値は、元利金の合計額を新規に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、短期間で決済される借入金については、公正価値は帳簿価額と近似していることから、帳簿価額を公正価値とみなしております。

（注3） 1年以内返済予定の長期借入金残高を含んでおります。

（1株当たり情報に関する注記）

1株当たり親会社所有者帰属持分	124円27銭
基本的1株当たり当期利益	25円23銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

企業結合等関係

① 被取得企業の名称及び事業の内容

② 企業結合を行った主な理由

当社は、人材紹介会社向けに採用管理基幹システムを提供する株式会社ブレイン・ラボ（以下、「ブレイン・ラボ」という）の株式を2014年7月に取得し、それ以来、人材領域におけるメディア事業の顧客へのクロスセルや組織面での経営強化、社内外のノウハウの活用によるHR TECH(Human Resource × Technology)の推進等に取り組んでまいりました。

今後当社グループにおいては、マッチンググッドとブレイン・ラボの協業により、顧客社数の増加や商品ラインナップの拡充を通じて更なる収益拡大を狙います。また、当社が運営するメディア事業との協業により、求職者、就労者の集客から採用、就業管理までを一気通貫で提供できる総合的なサプライチェーンの構築を目指してまいります。

2019年1月4日

現金を対価とする株式の取得

100%

(2) 取得日現在における取得資産、引受負債及び支払対価の公正価値

(単位：百万円)

支払対価の公正価値	752
取得資産・引受負債の公正価値	
現金及び現金同等物	178
営業債権及びその他の債権	11
無形資産	84
その他の資産	2
負債	△98
のれん	575
合計	752

のれんは、個別に認識要件を満たさない、今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力及び既存事業とのシナジーを反映したものであります。また、当該企業結合に係る取得関連費用として、17百万円を「販売費及び一般管理費」に計上しております。

(3) 被取得企業の売上収益及び当期利益

連結損益計算書に計上されている取得日以降の被取得企業の売上収益は66百万円、当期利益は23百万円です。なお、認識されたのれんは、税務上損金算入が見込まれるものではありません。

株主資本等変動計算書

(自2018年4月1日 至2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	2,508	2,508	—	2,508	2,819	2,819
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益	—	—	—	—	1,521	1,521
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	8	8	—	8	—	—
資本準備金からその他資本剰余金への振替	—	△400	400	—	—	—
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	8	△392	400	8	1,521	1,521
当 期 末 残 高	2,516	2,116	400	2,516	4,340	4,340

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計		
当 期 首 残 高	△0	7,835	5	7,840
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益	—	1,521	—	1,521
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	—	16	—	16
資本準備金からその他資本剰余金への振替	—	—	—	—
自 己 株 式 の 取 得	△400	△400	—	△400
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	△3	△3
当 期 変 動 額 合 計	△400	1,137	△3	1,134
当 期 末 残 高	△400	8,972	2	8,974

(注) 百万円未満の端数については四捨五入して表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び子会社出資金

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	3年
----	----

工具、器具及び備品	2～10年
-----------	-------

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間（主として6年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 販売促進引当金

当社は、顧客サイトへの送客数、顧客への人材紹介数を増加させることを目的として、一定の条件を充たしたサービス利用者に対するお祝い金キャンペーンを実施しており、当該キャッシュバックに備えるため、将来発生見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費	定額法（3年）により償却しております。
新株予約権発行費	定額法（3年）により償却しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

貸借対照表

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度において「流動資産」に区分しておりました「繰延税金資産」は、当事業年度においては「投資その他の資産」の「繰延税金資産」125百万円に含めて表示しております。

損益計算書

前事業年度において営業外収益の「その他」に含めておりました「受取配当金」は金額的重要性が増したため、当事業年度より、独立掲記しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 資産に係る減価償却累計額は、次のとおりであります。

有形固定資産の減価償却累計額	112百万円
----------------	--------

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は、次のとおりであります。

短期金銭債権	76百万円
短期金銭債務	61百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高は、次のとおりであります。

営業取引による取引高

売上高	69百万円
仕入高	56百万円
販売費及び一般管理費	2百万円
受取配当金	745百万円
営業取引以外の取引による取引高	37百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 577,290株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	15百万円
賞与引当金	6百万円
販売促進引当金	70百万円
関係会社株式	9百万円
資産除去債務	11百万円
前受収益	26百万円
減価償却超過額	8百万円
その他	11百万円
繰延税金資産小計	156百万円
評価性引当額	△9百万円
繰延税金資産合計	147百万円

繰延税金負債

顧客関連資産	20百万円
資産除去債務に対応する除去費用	3百万円
繰延税金負債合計	23百万円
繰延税金資産の純額	125百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

関連当事者との取引

子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	株式会社 リジョブ	所 有 直接 100.00	役員の兼任 資金の援助 配当金の受取	利息の支払 (注1) 資金の借入 (注1) 受取配当金 (注2)	3 1,900 554	- 関係会社長期 借入金 -	- 1,900 -
子会社	株式会社 三光アド	所 有 直接 100.00	役員の兼任 資金の援助 配当金の受取	利息の支払 (注1) 資金の借入 (注1) 受取配当金 (注2)	1 500 126	- 関係会社長期 借入金 -	- 500 -
子会社	株式会社アッ プルワールド	所 有 直接 100.00	役員の兼任 資金の援助	利息の受取 (注1) 増資等の引 当金 (注3) 資金の回収 (注1)	2 849 805	- - -	- - -
子会社	株式会社 よじげん	所 有 直接 100.00	役員の兼任 資金の援助	利息の支払 (注1) 資金の借入 (注1)	0 200	- 関係会社長期 借入金	- 200

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
2. 受取配当金については、グループ配当方針に基づき決定しております。
3. 株式会社アップルワールドの自己株式を引き受けたものであります。
4. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	80円79銭
1株当たり当期純利益	13円65銭

(重要な後発事象に関する注記)

1. 連結子会社の吸収合併

当社は、2019年2月13日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社よじげんを吸収合併することを決議し、同日付で合併契約書を締結し、2019年4月1日付で吸収合併いたしました。

(1) 取引の概要

①結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称 株式会社よじげん

事業の内容 M&A、資本政策に係るアドバイザー事業

②企業結合日

2019年4月1日

③企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社よじげんを消滅会社とする吸収合併

④結合後企業名称

株式会社じげん

⑤その他取引の概要に関する事項

管理業務の効率化と連結グループ経営のマネジメント強化を目的とした吸収合併

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として処理しています。

この合併に伴い、抱合せ株式消滅差益200百万円を特別利益に計上し、繰越欠損金の引継ぎに伴う繰延税金資産85百万円を計上しております。

2. 新株予約権の発行

当社は、2019年5月14日開催の取締役会において、当社の取締役、従業員および当社子会社の取締役に対し、下記の通り第8回新株予約権を発行することを決議いたしました。

(1) 割当日	2019年5月31日
(2) 新株予約権の総数	5,900個
(3) 発行価額	総額1,180,000円(新株予約権1個当たり200円)
(4) 当該発行による潜在株式数	590,000株(新株予約権1個当たり100株)
(5) 資金調達の額	323,910,000円 (内訳) 新株予約権発行分: 1,180,000円 新株予約権行使分: 322,730,000円
(6) 行使価額	1株当たり547円

(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法により、当社の取締役等に2,200個、従業員に1,000個、当社子会社の取締役等に2,700個の新株予約権を割当てます。
(8) 新株予約権の行使の条件	① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2024年3月期において当社の決算短信に記載される連結損益計算書の営業利益が、下記に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として行使することができる。 (a) 営業利益が6,500百万円以上となった場合 行使可能割合：50% (b) 営業利益が8,200百万円以上となった場合 行使可能割合：75% (c) 営業利益が10,000百万円以上となった場合 行使可能割合：100% なお、営業利益の判定においては、当社の決算短信に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益を参照するものとし、当該連結損益計算書に株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。また、参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。 また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。 ② 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から2023年3月31日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

以上

(ご参考)

社外役員独立性基準

株式会社じげん（以下、「当社」という。）は、当社の経営監視機能及び透明性を確保するために、社外取締役及び社外監査役（社外取締役の候補者及び社外監査役の候補者を含む。以下、「社外役員」と総称する。）がある一定以上の独立性を有していることが望ましいと考えます。

当社は、独立性の基準を以下のとおり定め、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことに加え、社外役員が次の項目のいずれかに該当する場合、当社にとって十分な独立性を有していない者と判断します。

1. 現在又は過去10年間に於いて、当社及び当社の連結子会社（以下、「当社グループ」と総称する。）の業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人であった者（以下、「業務執行者」と総称する。）

2. 現在又は過去5年間に於いて、下記のいずれかに該当する者

(1) 当社への出資比率が10%以上の大株主又はその業務執行者

(2) 当社の主要な取引先又はその業務執行者

なお、主要な取引先の基準は、当社との一事業年度の取引額が、当社グループの連結総売上高又は当該取引先の総売上高の2%を超えるものをいう。

(3) 当社の主要な借入先又はその業務執行者

なお、主要な借入先の基準は、当社との借入金残高が一事業年度末において当社グループの連結総資産又は当該借入先金融機関の総資産の2%を超えるものをいう。

(4) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士及び弁護士等の専門家

なお、多額の金銭その他の財産の基準は、下記いずれかに該当する場合をいう。

① 当該専門家が個人で役務を提供している場合においては、当社との過去3年の平均年間取引額が年間1,000万円を超えるとき

② 当該専門家が業務執行者として所属する法人、組合等の当社との過去3事業年度の平均年間取引額が、当該団体の総売上高の2%を超えるとき

(5) 当社から多額の寄付を受けている者又は受けている団体の業務執行者

なお、多額の基準は、過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える場合をいう。

(6) 当社の業務執行者が他の会社の社外役員に就任している場合において、当該会社の業務執行者

3. 上記1及び2に掲げる者（重要でない者を除く。）の配偶者及び二親等以内の親族

なお、重要でない者とは、上記2に掲げる者のうち業務執行者に該当する場合において、当社に対する役務の提供に直接関わっていない使用人の立場である者をいう。

以上